

2020年4月7日

お得意先 各位

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う対応について

株式会社国中環境開発

拝啓 ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことを受け、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点及び都市インフラを支える廃棄物処理業務を継続させることの重要性を考慮し、お得意先様、従業員、関係先等の皆さまの安全・安心を第一に考え、政府、各自治体の指導に基づいた対応を下記のとおり実施してまいります。

敬具

記

□当面の対応について

感染リスクの拡大と感染を防止するため、次のとおり社内ルールを作成し、弊社内に周知するとともに対応いたします。

1. 感染予防の徹底

手洗い、うがいの励行、不要不急の外出は避けるよう指示しております。

2. 体調管理の徹底

体温が 37.5℃の発熱、または呼吸器症状がある場合には出勤を停止させ、お取引先への訪問や出社したりすることがないように指示しております。

3. お得意先様訪問について

収集運搬業務を除き、緊急事態宣言対象地域に限らずお得意先様への訪問は原則禁止としております。可能な限り電話会議での対応にご協力とご理解をお願い申し上げます。

4. ご来社について

急用又は廃棄物の持込処分（破碎施設への搬入）を除き、お得意先様の堺本社（堺市北区）へのご来社をご遠慮頂いております。施設見学等は営業部へご相談ください。

また、新規の廃棄物持込処分の契約については、対面での対応が必要となるため一次中止とさせて頂いております。

関係先については、関係先ごとにルールを定めさせて頂いております。詳細は担当者にお問い合わせください。

5. 従業員の勤務対応について

従業員については、時差出勤、出勤社員の制限、座席間隔の拡大などの対策を実施いたします。そのため、電話がつながりにくい場合は、お手数ですがFAX：072-257-6676または弊社担当者のEメールもしくは携帯電話にて直接ご連絡ください。

6. 弊社従業員が感染又は濃厚接触者となった場合の対応について

弊社従業員が感染していた場合は、当該従業員の直近の行動履歴を調査・確認し、濃厚接触していたと思われる関係者の皆様に直ちにその旨お知らせ致します。また保健所の指導に基づき、必要箇所の消毒作業を実施する等、感染拡大の防止に努めます。なお、弊社従業員が濃厚接触者となった場合には、感染者と接触した最後の日から14日間の在宅勤務を指示し、健康状態に関する経過確認を実施致します。

弊社では、今後とも継続して廃棄物処理の安心と安全をお客様にご提供できるよう、新型コロナウイルスの感染防止に向け最大限の努力を払って参ります。お得意先様には大変ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※収集運搬業務、処分業務については、現在のところ通常どおり営業しております。状況により、対応を変更する可能性がございますので、余裕をもってご依頼いただくと幸いです。

以上